

まちの史跡めぐり

167

町文化財専門委員

石龍 豊美夫

江戸時代の表彰制度(2)

表粕屋郡戸原村(現在粕屋町の内)の少年鶴松は、感心な行いをして表彰された中でも、最も若い部類に入ります。というのも、幼いときに表彰しても、その少年が素直に成長して、成人後にはたして人の模範になるかどうか、心配があつたからです。鶴松にはその心配がない、すなわち彼の孝行は本物だと、周りの人たちが確信を持つて、初めて藩に報告されたのです。

まずは「筑紫遺愛集」(福岡県史資料「続第一輯、一九四一年」)の記事を引用しましょう。遠賀郡中間村の祠官(神官のこと)宮崎道保が明治元年(一八六八)に刊行したものです。宮崎は明治四年(一八七二)、八十一歳で亡くなります。感心な行いをした人物を調査、記録し、後世に伝えることを目的に書かれました。人物の分類は孝心者、忠義者、貞節者、勤功者、文雅者、長寿者、子孫繁昌者(子孫の数が多い)など。国立国会図書館デジタルコレクションで読むことができます。以下、「筑紫遺愛集」巻八よ

り。旧カナ・旧字は現在のものに改めました。段落に分け、濁点・送りがなを補いました。

孝心者 鶴松

鶴松は戸原村枝郷広田という所の産にて、孝養甚だ世の人に勝れたり。父正吉といえる者五十八歳の頃より病身になり、世渡り殊の外わびしく(生活に困窮している)、しかのみならず祖母七十歳にて、痰症を患い、歩行不自由なるを、様々看病心を尽くしけり。

其のころ凶作打ち続き、弥まし貧しくなりしかば、鶴松が母

ならびに姉二人(母と姉の二人)は、近村に奉公いたさせ、兎角して年月を送りけるが、祖母次第に老衰し、病症もいよいよ重くなれりといえども、貧民なれば、やむことを得ず、幼少の鶴松を祖母のかたわらにつけおき、正吉は病身ながら日雇いあるいは小使いなどして、多くは家にもあざりけり。

鶴松至孝・孝行の気持ちが強(い)なる者にて、保護いたく心を用い、冬は炭・薪も乏しければ、落ち葉など拾い来たりて焚き火とし、夜の物(寒さを防ぐ衣類など)もあざれば、祖母の裾に添いふし、わが身を以て祖母をあたため、夏は蚊帳なきままに、草などをかりとりて蚊遣り(虫除け)とし、枕を扇ぎ

て涼しくし、毎朝多々羅村医師の家にゆき、薬をとり来たり、懇ろに服薬致させけり。
さるに祖母病氣俄に重なり、父は家にあざれば、鶴松一人にて、心のおよび介抱しけるを、近隣の者ども追々聞き付け、ともに看病すといえども、終に養生不叶身まかりけり。その時鶴松九歳(小学校二年生ぐらい)なれども、死別の悲歎たとうるにものなく、見る人ともに袂をぞしほりける。しかりし後は牌前(位牌の前)に香華をささげ、食物を備え(供え)、追孝の志はた年を経ておこたらざりしとなん。

鶴松天質(生まれつきの性質)和順にして、父にもまた忠養甚だあつし。日暮るまで帰らざれ

ば、心もとなくおもしろい、かならず父が処にゆきて安否をとい、無事なるを見て、悦びしとなり。又父働きに出で帰らんとするころには、洗浴の湯をわかし、食物などをととのえおき、懇ろに進めり。又夜更けるまで蠶細工などして、食料の助けとし、幼若の身として、親を孝愛せる、諸人を感じしめたり。

されば鶴松が孝行達「公聴」甚だ感賞せられ、米若干を賜つ。実に寛政十年(一七九八)年六月にて、鶴松十二歳の時なりとぞ。

「公聴に達し」とは鶴松の評判が殿様の耳に入った、ということとです。この時の藩主は第十代黒田斉清。寛政十年にはわずかに数え年四歳でした。これでは「甚だ感賞せられ」は無理です。実際には幼君を補佐する家老らが感心したのでしょう。

右に引用した文章は藩が鶴松に与えた表彰状とも言つべき「御書附写し」(戸原村庄屋記録「粕屋町立歴史資料館」とほぼ同内容です。ただ異なるところ

もあり、「御書附写し」では「位牌の前」の部分がこう書かれています。

「留主二鶴松一人香花を取、牌前を立去らす、又食物の初穂等爾今至ても必仏前へ備へ、念比に仕へ候。幼弱の比諸社祭礼・市場等へも行す。」

祖母が亡くなった、鶴松九歳の時だけでなく、十二歳になつた今でも食物の初穂(その年初めの食べ物、いわゆる初物)はまず仏前に供えていたということです。それで先の引用では「年を経ておこたらざりし」と書かれていました。十二歳を過ぎてからもずっとそれは変わらないかつた、ということ宮崎道保は知っていたのかもしれない。

鶴松は他の子どもたちと違って、幼い時から「神社のお祭りや、市のにぎわい」には背を向け、ひたすら家の手伝いに専念していたということです。

藩主の名で贈られた「米若干」は「御書附写し」から「八木式俵」とわかります。「八木」は米を二文字に分解したものです。つまり

米二俵が贈られたのですが、これに加え二十歳になるまで毎年二俵を給すると、郡奉行が別に申し渡しました(一年目は計四俵)。父が病身で、幼い鶴松がまだ一人前の働き手ではないことから、家計が安定するよう

に、という配慮でした。村人も相談し、「村切り立て」(一軒ずつ徴収される村の運営費：現在の自治会費のようなもの)として、年々米二俵を鶴松が二十歳

になるまで支給することにした。もう一つ注意したのは、鶴松は祖母のために毎朝多々羅村(正確には多田羅)の医者に薬を取りに通っていたという記述。貧しい鶴松が薬代をどうしていたのか、ということになります

が、おそらく「医は仁術」で、ある時払いとが、支出できる範囲で盆暮れにお礼を持参する、というような便法が取られていたのでしょう。この医者は戸原村庄屋・組頭の証言から鷹取養静という人物であることがわかります。今の天神付近に養巴町という町名がありました

が、その名の起こりとなった福岡藩鷹取養巴の親族であろうと思われる。翌年三月、新任の郡奉行嶋井仁右衛門が戸原村庄屋卯平と組頭に、鶴松を連れて郡役所に出頭せよと命じました。

鶴松と庄屋・組頭は奉行より「孝心の次第」を改めて誉められました。その上で、奉行は鶴松の家族の暮らし方を聞き、困つてはいないかと尋ね、庄屋卯平は母も姉も身の代米(働いて返すことを前提に前借りした米)にそれぞれ米四俵、二俵を受け取つて、住み込みで働きに出ていること、病身の父と鶴松は二人暮らしたと説明して、殿様や(前任の)奉行の配慮により、「おかげをもって只今まで大難儀も」なく暮らしています、と答えました。卯平はその内容を文書で差し出すように言われ、別室で筆を執ることになりました。

その間、鶴松は居間で、お酒、お茶漬けなどをふるまわれていました。酒はお付きの人たちが歓談していたのかもしれない。

その間、鶴松は居間で、お酒、お茶漬けなどをふるまわれていました。酒はお付きの人たちが歓談していたのかもしれない。